

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【公開番号】特開2006-227604(P2006-227604A)

【公開日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【年通号数】公開・登録公報2006-034

【出願番号】特願2006-10763(P2006-10763)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

G 02 F 1/1335 5 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月5日(2006.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一軸延伸が施されて得られ、当該一軸延伸の方向に吸収軸を有する偏光フィルムの少なくとも片面に保護フィルムを貼り合わせる偏光板の製造方法において、

保護フィルムを貼り合わせる前に、偏光フィルムの吸収軸方向と略平行な端辺の少なくとも片端辺を切除することを特徴とする偏光板の製造方法。

【請求項2】

切除前の偏光フィルムの幅が、貼り合わせる保護フィルムの幅よりも広いことを特徴とする請求項1記載の偏光板の製造方法。

【請求項3】

切除前の偏光フィルムの幅が、1300mm以上であることを特徴とする請求項1または2記載の偏光板の製造方法。

【請求項4】

切除後の偏光フィルムの幅が、保護フィルムの幅と同じかまたは狭いことを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載の偏光板の製造方法。

【請求項5】

偏光フィルムの端辺を切除するときの切除割合{ (切除部分の幅の合計 / 偏光フィルムの全体幅) × 100 }が1%~8%であることを特徴とする請求項1~4のいずれかに記載の偏光板の製造方法。

【請求項6】

偏光フィルムが、ポリビニルアルコール系フィルムを二色性物質で染色し、かつ偏光吸収軸方向に3~7倍一軸延伸することにより得られたものであることを特徴とする請求項1~5のいずれかに記載の偏光板の製造方法。

【請求項7】

保護フィルムが、トリアセチルセルロースフィルムであることを特徴とする請求項1~6のいずれかに記載の偏光板の製造方法。

【請求項8】

偏光板の有効幅が1200mm以上であることを特徴とする請求項1~7のいずれかに

記載の偏光板の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】偏光板の製造方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、液晶表示装置（LCD）、エレクトロルミネッセンス表示装置（ELD）等の画像表示装置に使用する偏光板の製造方法に関する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

本発明では上記問題点に鑑み、偏光フィルムの少なくとも片面に保護フィルムを貼り合わせた偏光板において、有効幅を広げ、大型の偏光板が得られる偏光板の製造方法を提供することを目的とする。